

令和8年度

相模原市立南障害者地域活動支援センター
南障害者地域活動支援センター照明器具LED化修繕
発注仕様書

相模原市

南障害者地域活動支援センター照明器具LED化修繕 発注仕様書

1 修繕名称

南障害者地域活動支援センター照明器具LED化修繕

2 目的

南障害者地域活動支援センターのLED化修繕を実施するもの

3 施設概要

- (1) 施設名 相模原市立南障害者地域活動支援センター
- (2) 所在地 相模原市南区南台4-12-54
- (3) 階数 地上1階建
- (4) 休所日 月・木曜日（その日が祝日と重なる場合は、開館して翌日を原則閉館とする）
- (5) 開所時間 火・水・金 13:00～20:00
土・日・祝 10:00～17:00

4 修繕内容

(1) 設置照明器具

別紙のとおりとする。ただし、記載器具の調達が困難な場合には、同等品による対応を可能とする。

(2) その他

現行使用器具撤去、処分、清掃、その他必要経費

5 実施時期

- (1) 契約日から令和9年3月31日までのうち、発注者が指定する日とする。
- (2) 作業日時等は、南障害者地域活動支援センター施設長と調整すること。
(南障害者地域活動支援センター電話番号：042-701-3932)
事前に高齢・障害者福祉課（電話042-707-7055）にも連絡すること。
利用者の安全を確保するため、主な作業日は施設の休館日（月曜日または木曜日）とする。
可能な限り休館日（月・木）に作業を行うことが望ましいとする。
作業期間は令和9年3月31日までとし、同日までに工事を完了させることとする。
作業は原則として、利用者が施設を利用しない日時に調整することとする。

6 注意事項

- (1) 作業日は、発注者と調整のうえ、決定することとする。
- (2) 作業中は、第三者が事故に遭わないよう、最善の注意を払うこと。

7 経費の負担

業務に要する消耗品及び発生材処分費に係る経費は、受注者の負担とする。

8 業務の報告

受注者は業務完了後、関係写真を含む報告書を発注者に速やかに提出するものとする。

また、業務前と業務後の照明器具の仕様（照明の種類、台数、消費電力等）を記載した資料を提出すること。ただし、様式は任意とする。

9 契約金額の支払い

契約金額の支払いは一括払いとする。受注者は業務完了後、請求書を提出し、発注者はその請求書を正当と認めたときは、受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

10 権利・義務の譲渡等

受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に委任し、譲渡し、又は承継させてはならない。

11 再委託の禁止

受注者は、この業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

12 損害の賠償

受注者は、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、発注者の責めに帰する場合を除き、その与えた損害を賠償しなければならない。

- (1) 業務不完全により発注者に損害を与えたとき。
- (2) 発注者の財産に損害を与えたとき。
- (3) 発注者の職員又は第三者の身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えたとき。

13 発注者の催告による解除権

- (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
 - ア 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - イ 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき又はこの契約の履行を怠ったとき。
- (2) 発注者は、前号の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

14 発注者の催告によらない解除権

- (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア この契約の履行について、不正行為をしたとき。

イ 第10項及び第11項の規定に違反したとき。

ウ 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

エ この契約に基づく業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

オ アからエに掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

カ 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをしたとき又はそれらの申立てを受けたとき。

(2) 発注者は、前号の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

15 環境配慮事項

(1) 受注者は、「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において、省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

(2) 受注者は、発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

(3) 受注者は、業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 受注者は、業務の実施において、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令等を遵守し、適正に処理すること。

16 暴力団等排除に係る発注者の解除権

(1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

イ 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本項において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

ウ 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

エ 受注者が、市排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

(2) 前号の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

17 暴力団等からの不当介入の排除

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、市排除条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）

又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- (2) 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

18 疑義等の解決

この仕様書に定めのない事項及びこの契約上の疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

以 上

別紙

	照明器具名	名称	数量	単位	場所
1	逆富士	A321 XLW432AENZLE9	4	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
2	埋込	E232 XL553LWVKLE9	17	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
3	埋込	F321 XFX460PENTLE9	2	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
4	埋込	F322 XFX460UENTLE9	6	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
5	逆富士	H321 XFX430DENPLE9	2	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
6	直付シーリング	J851 LGC51122	2	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
7	直付シーリング	K301 LGW51691LE1	3	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
8	埋込ダウンライト	L27 XND1090SNLE9	34	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
9	埋込ダウンライト	P200 NNN71030WLE1	3	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
10	誘導灯	Q10 SH1-FBF20-C	1	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
11	誘導灯	R20 ST1-FRF23P-BL	1	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
12	誘導灯	SS FA20352CLE1/FK20367	2	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
13	非常用照明器具 埋込ダウンライト	T9 NNFB90605K	8	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
14	非常用照明器具 埋込ダウンライト	T13 NNFB91605C	9	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
15	非常用照明器具 埋込ダウンライト	T30 NNFB93605C	1	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
16	外灯	U100 NNY22546LF9	3	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
17	埋込ダウンライト	c15 XAD1100LKCE1	3	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
18	埋込ダウンライト	c25 XAD3100LKCE1	9	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
19	直付シーリング	G322 LGB52041KLE1	6	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
20	自転車置場 直管 LED ランプ反射 笠付型ベースライト	0201 NNFW21271K LE9/ LDL20SN1112K-X/ FK22553	5	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照
21	浴室直付ブラケット	e15 LGW85017U	1	台	別添「図面」「照明器具姿図」参照